

福谷 市民ネットワークの福谷章子でございます。この4月に、もう一度議会に行って、もっと地域の声、生活者の声を届けるようにというお許しを市民の皆様にいただきました。また4年間、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、通告に従いまして、質問に入ります。

まず、麻疹の流行と対策についてです。

毎年、麻疹、はしかですが、4月から6月にかけて流行しますが、特にことしは20歳前後の若者を中心に感染が広がっています。国立感染症研究所感染症情報センターの6月15日の報告によりますと、全国的にはわずかながら減少しておりますが、千葉県ではまだ44の事例が報告されたとなっております。

そこで、まず、千葉市の状況について伺います。

医師会及び教育委員会を通じて把握していることしの直近の数と昨年度との比較、千葉市において発生率が高い年齢についてお示しください。

学級閉鎖や学校閉鎖となった小中学校数と児童数、生徒数について、それもお示しください。

現在、小中学校での状況は、どのようになっているのでしょうか。学校において感染が見つかった際の初動対応と保護者などへの周知、関係機関との連携は具体的にどのようにされているのか、伺います。

6月18日の朝日新聞でも報じられていますが、千葉県内でもワクチン不足が生じているとのことですが。5月の出荷量は、麻疹単独の単抗原ワクチンは例年平均の10倍、1歳と就学前の子供に定期接種させるMRワクチンは例年平均の約5倍とありました。厚生労働省が発表した13日現在の在庫は、全国で2万本で、今のところ9月までの入荷はないとのことですが。

そこで、ワクチンについて伺います。

千葉市は、19年度、年間何人分のワクチンを予定していて、現在どの程度確保しているのか。また、医療機関との連携はどのようになされているのか、伺います。

今回、ワクチン不足が問題となっておりますが、千葉市においてはどのように対応されているのかも聞かせください。

今後の感染症対策についてですが、欧米諸国の多くや韓国では既に国内からの排除が達成され、日本も含めたWHO西太平洋地域では、2012年までに域内からの排除を目標としているとのことですが。我が国では、2006年4月にMRワクチンの接種が開始となり、1歳児と小学校入学前の2回が法定接種となりました。その結果、小学校1年生までが新制度によって2回接種を済ませているはずですが、千葉市においても地域的な流行を積極的に阻止していくことが必要です。

そこで伺いますが、今回のような状況の中で、小中学校では、未接種、未罹患の児童生徒はどの程度の割合でいるのか、それは何人ほどと見込んでおられるのか、お示しください。

学校での集団感染に対しては、ワクチン接種はどのようにされたのでしょうか。あわせて伺います。

次に、地域福祉計画について伺います。

地域福祉計画は、社会福祉法107条による法定計画で、千葉市でも2年間をかけて策定し、昨年からは動き始めました。昨年は、各区に推進協議会を立ち上げ、要綱に従って運営されているとのことですが。パイロット事業としてモデル的な事業だと期待される63事業に助成金を出すなど、新たな取り組みもなされています。しかし、推進協議会の参加者からは、何をすべき組織なのかわかりにくいとか、せっかく策定した区計画について、いかに実践すべきか話し合われるチャンスがないなどの声が聞かれました。

一方、具体的な実践はパイロット事業として推進されましたが、計画を立てる中で、社会福祉協議会地区部会の今までの活動の延長でよいのか、それとも区の地域福祉計画に基づくようなものであるべきなのかという議論は交わされず、したがって、今後継続して推進するための支援体制に関しては、何の準備もないように見受けられます。さらに、地域福祉計画を実践するに当たっての予算措置は、パイロット事業に対してのみで、その後への配慮も今のところ一切ありません。2年もかけて策定した計画を今後どのように実行するのか、予算措置はどうか、推進の主体はどこなのかといった声も挙がっています。

そこで、まず、推進協議会の役割について伺います。

平成 18 年度は各区に地域福祉計画推進協議会が設置され、区の地域福祉計画推進に向けて協議されてきたようですが、具体的にはどのような事柄について話し合われたのか、お示してください。

推進協議会の 1 年間の活動を振り返り、本年度さらに重視すべきことや改善すべきことなど、とらえていたらお示してください。

次に、地域福祉計画の推進について伺います。

2 年間かけて作成した地域福祉計画ですが、具体的に活動として動き出しているものがあれば、お示してください。

地域福祉は、自助、共助であることが強調され、地域福祉計画推進のための予算は、実験的なパイロット事業にわずかにつけられただけです。市として策定した計画を推進していく責務をどのように果たしていかれるのか、伺います。

パイロット事業ですが、先進的、モデル的な取り組みへの活動費として、昨年は 63 事業に支出されました。これら事業が今後定着していく可能性についてはどのように見ているか、伺います。

19 年度は 30 事業とのことですが、本年度半減させた根拠は何でしょうか。自助、共助といえども、財政面の支援は必要と考えますが、いかがでしょうか。

最後に、社会福祉協議会について伺います。

社会福祉協議会が地域福祉推進の役割を担う組織として社会福祉法に位置づけられており、具体的には住民に身近なところで活動している地区部会がその中心的な役割を果たすものと期待されています。しかし、フォーラムにおいては、地区部会の活動が高齢者を対象とした行事型、画一化傾向にあり、これを日常型の展開に変えていく必要があること、ふれあい食事会、いきいきサロンや障害者や子育ての分野への取り組みも不十分、児童から高齢者までのふれあい事業を実施してほしいなどの意見や要望が出されたとのこと。これらの課題解決のために、市としてはどのような方策をお考えか、お聞かせください。

社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画の第 3 次実施計画において、区事務所が果たす役割としてコミュニティーソーシャルワーク機能について触れ、本来、社会福祉協議会が果たす重要な役割であると指摘されています。この役割についての現状と市の見解を伺います。

次に、**自転車施策**について伺います。

昨年 9 月、鶴岡市長は、今後の自転車施策について、地域条件に即した駐輪場の整備や管理について検討をするための調査をすること、鉄道事業者や大型店舗などに対しても、用地貸し付けや駐輪場の設置に協力を要請すること、また、放置自転車対策を推進するために鉄道事業者や店舗、学校などと協力体制の充実を図ること、さらにはレンタサイクルなどの検討、自転車の走行環境の整備などを総合計画の中で検討したいという考えを示されました。

そのような中で、本年 4 月から鎌取駅前の駐輪場が有料化となりました。しかし、その過程においては、募集するたびに利用希望者がふえました。そもそも、鎌取駅周辺の駐輪場は駐輪スペースがあまりに狭いこと、点字ブロックの上やエレベーター前にも自転車や原付が置かれてしまい、自転車がバリアとなってしまうこと、そして、管理されていなかったために盗難が絶えなかったこと、さらに、今後の人口増加を考えると、際限なく駐輪スペースが広がり、憩い、景観、災害時の避難などの阻害要因となることなどが問題としてありました。そこで、駐輪場として整備をして有料化することで、管理員を配置し、都市機能を整え、景観もよくなり、災害対策にもなるはずだったのですが、需要予測が外れたことと、住民感情をうまくみ取れなかったのか、混乱を来したという経過がありました。

そこで伺います。

まず、自転車駐輪場について伺います。

自転車法では、自転車の利用の増大に伴い、地方公共団体の自転車駐輪場の設置努力を定めています。千葉市における JR、京成、モノレール各駅における自転車駐輪場整備の現状と今後の整備の考え方について伺います。

18 年度に稲毛海岸駅と鎌取駅にラックを初めて導入しましたが、導入してみたそのメリット、デメリットと導入に要した費用、今後の維持管理費についてお聞かせください。

次に、鎌取駅の問題について伺います。

鎌取駅では、需要の予測が大きく外れて大混乱になりましたが、市が整備する際の駐輪需要はどのように算出されてこられたのか、伺います。

現在、鎌取駅利用者の多くを占められるおゆみ野の人口は、計画人口の 2 分の 1 ですが、今

後、どのように整備をしていきますか。

今回は、4月以降の仮設駐輪場に少々手を加えて、正式な路上駐輪場として対応しましたが、長期的にはどのように考えているのか、このままでよいとお考えか、伺います。

最後に、走行環境について伺います。

自転車レーンを整備することへの見解と設置可能エリアについてのお考えをお聞かせください。

次に、中高層条例について伺います。

隣接する敷地に住民が望まない建築物が建設されることによるトラブルが頻発しています。そのうち、千葉市中高層条例による過去5年間のあっせん申し出件数は34件あり、そのうち、13件はあっせん打ち切り、調停に移行しています。平成18年には、議会に対しても毎回マンション建設に関する陳情が出されてまいりましたが、共通する要望は、建築物の高さと居住戸数の激増への異議申し立てでした。

そこで、以下伺います。

千葉市の中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例、いわゆる中高層条例では、市民の良好な近隣関係を保持するとともに、安全で快適な住環境の保全及び形成に資することをその目的に掲げていますが、次々とトラブルが頻発する中で、果たしてこの目的が果たされているか、特に安全で快適な住環境の保全及び形成がなされてきたのかどうか、見解を伺います。

千葉市の根本的な理念として、地域住民、周辺住民の公共の福祉と一企業の利潤追求という私権とでは、どちらを優先すると考えるべきか、伺います。

今までの紛争の経過を見ていますと、初めは白紙撤回も辞さないとしていた住民が、最終的には、ほとんど住居数も高さも変わりなく、ごみ置き場や車の出入り口の変更程度で建設を受け入れざるを得ないというのがほとんどです。条例の第5条2項には、相互の立場を尊重し、互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならないとありますが、これらの結末が互譲の精神に値するとお考えかどうか、伺います。

次に、具体的事例について伺います。

過去5年間のあっせん事例において、地域住民の要望で最も多い内容についてお示しください。

過去5年間の調停において、合意、部分合意、不調はそれぞれ何件か、お示しください。

そのうちの合意、部分合意について、高さや戸数の変更はどの程度住民の主張が通っているか、事例をお示しください。

そのほか、住民の主張が比較的聞き入れられやすいのはどのような事柄か、お示しください。

最後に、条例の第16条では、必要に応じ調停案を作成し、紛争当事者に対し期間を定めてその受託を勧告することができるとありますが、過去5年間の調停で、調停案を作成して提示したのは何例あったか、伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

保健福祉局長

[麻疹の流行と対策について](#)の御質問のうち、所管についてお答えします。

まず、[ことしの直近の数と昨年度との比較について](#)ですが、6月15日現在、医師会の協力により把握している患者数は、疑いを含め365人、学校等からの報告は198人となっています。昨年度の同時期での医師会からの患者報告数は152人で約2.4倍、学校等からの報告は135人で約1.5倍となっています。また、発生率が高い年齢は18歳、19歳となっています。

次に、[ワクチン確保等の状況と医療機関との連携について](#)ですが、平成19年度のワクチンの予定数は1万9,440本で、6月15日現在、37%に相当する7,100本のワクチンを医療機関に供給しており、現在、約660本を確保しております。また、医療機関との連携についてですが、ワクチンは、本市で確保し、医療機関からの依頼により供給する体制をとっており、必要に応じ接種予定数を確認し、調整を行っています。

最後に、[ワクチン不足への対応について](#)ですが、本年は特に多くの患者が発生し、未接種者に対して予防接種を受けるよう呼びかけたことからワクチン不足が発生しました。

本市では、ワクチンの納入業者と常に連絡を取り、今後の入荷予定を確認し、定期予防接種に支障が生じないよう努めておりますが、医師会と協議を行い、当面は感染とその重症化が多い生後12カ月から24カ月未満の第1期対象者の接種を優先的に行っております。

教育次長

[麻疹の流行と対策について](#)の御質問のうち、所管についてお答えします。

まず、[学級閉鎖や学校閉鎖となった小中学校数と児童生徒数及び現在の小中学校での状況について](#)ですが、4月から6月15日まで累計112件の麻疹発生報告があり、学級閉鎖を実施した学校は、小

	<p>学校3校で各1学級、在籍児童数は80人です。また、6月15日現在の麻疹患者数は、小学校7校、8人、中学校3校、3人の計11人となっております。学校閉鎖はございません。</p> <p>次に、麻疹が発生した場合の対応についてですが、本市の感染症対策委員会で作成した麻疹対応マニュアルに基づき、麻疹発生時に統一された対応策が迅速にとれるようにしております。学校で麻疹患者が1人発生した段階で、学校医、保健所、教育委員会等の関係者が速やかに情報を共有し、初発患者への対応等、封じ込めに努めております。保護者へは、マニュアル内に記された麻疹発生のお知らせと体調管理のお願いを学校長名で配布し、麻疹の発生状況を周知すると同時に、予防接種の呼びかけ、児童生徒への健康観察の徹底を図っております。</p> <p>次に、今後の感染症対策についてお答えします。</p> <p>まず、小中学校での未接種、未罹患の児童生徒の割合と人数ですが、小中学校への調査結果によりますと、小学生で2,236人、4.3%、中学生で2,203人、9.8%、計4,439人、6.0%となっております。</p> <p>次に、学校での集団感染に対するワクチン接種についてですが、麻疹の3次感染を防ぐために予防接種が有効であると判断された学校の未接種・未罹患者に対して、医師会や関係機関の協力のもと緊急予防接種を実施いたしました。</p>
<p>保健福祉局長</p>	<p>地域福祉計画についてお答えします。</p> <p>初めに、各区の地域福祉計画推進協議会における協議内容についてですが、主なものとしては、推進協議会のあり方についての意見交換、社会福祉協議会地区部会の活動状況などの地域福祉活動の事例紹介、地域福祉パイロット事業の内容、計画の具体的な周知方法、広報紙の発行等についてです。</p> <p>次に、本年度の推進協議会についてですが、各区において年4回程度開催する予定としており、引き続き計画の広報、PRを進めるとともにテーマを絞って議論を行うなど、地域福祉に関する情報交換・共有の拠点としての機能を強化していきたいと考えております。</p> <p>次に、具体的な地域福祉活動についてですが、地域福祉パイロット事業を活用して、福祉マップの作成、3世代の交流を図る世代間交流、子育て世代を対象としたミニフォーラム、地域助け合いボランティアの育成などが実施されたところです。</p> <p>次に、計画を推進していく上での市の責務についてですが、市は公助として生活課題の解決に向けた自助、共助の取り組みを支援するとともに、地域福祉の推進のための基盤づくりを進めることとしております。具体的には、各種の公的施設の整備、保健、福祉を初めとする各種の行政サービスの実施、情報・相談体制の整備などを行うこととしております。</p> <p>次に、地域福祉パイロット事業の今後についてですが、同事業は先駆的、モデル的な事業と位置づけていることから、本事業を契機としてさまざまな社会資源を有効に活用しながら、関係者の連携、協力のもと、地域に根差した活動を継続していくことが望ましいと考えております。</p> <p>次に、本年度の地域福祉パイロット事業の予算についてですが、昨年度は59の地区部会のうち45の地区部会が事業を実施したところであり、本年度は未実施の地区部会を重点対象とするとともに他の団体等との連携を図るなど、より効果的な事業を重点的に支援することとしたものです。</p> <p>次に、財政面の支援についてですが、市としては自助、共助の取り組みを支援する公助として地域福祉の基盤整備を行うこととしており、各区の保健福祉センターの整備、区のボランティアセンターの開設、パイロット事業への助成などを実施しているところです。</p> <p>次に、社会福祉協議会の地区部会活動についてですが、社会福祉協議会では地区部会活動の推進役である福祉活動推進員を地域福祉のリーダーとなるよう養成していくとともに、関係団体等とのネットワークにより地区部会活動の円滑な推進に努めております。市としては、これらの取り組みの成果などを踏まえ、社会福祉協議会と協議の上、必要に応じ有効な支援策を講じていきたいと考えております。</p> <p>最後に、社会福祉協議会の区事務所が果たす役割についてですが、社会福祉協議会は地域ニーズに基づき、地域福祉の推進役としての役割が期待されております。昨年度からの区事務所の体制の強化により、職員が直接、各地区部会等に出向き、情報提供や意見交換を行えるようになるとともに、地域の福祉団体や関係機関との連携も強化でき、さらには、パイロット事業実施に当たっての地区部会との相談やアドバイスを通じて、地域に密着した地域福祉活動が展開されてきているものと認識しております。</p>
<p>建設局長</p>	<p>自転車施策についてお答えします。</p> <p>初めにJR、京成、モノレールの各駅における自転車駐車場の現状ですが、平成19年4月1日現在、市内45駅周辺に102カ所、収容台数約6万台分を整備しております。また、整備の考え方について</p>

	<p>は、今年度策定を予定しています千葉県自転車利用総合計画における駅別の整備計画に基づき、整備を進めていくこととしております。</p> <p>次に、駐輪ラック導入のメリット、デメリット及びその費用と今後の維持管理費についてですが、メリットは、駐輪ラックに固定することにより盗難や転倒を防ぐことができることや、収容効率を高めることなどが挙げられます。また、デメリットは、機械の導入や保守及び警備などに経費がかかることです。導入に要した費用は、稲毛海岸駅で2,740万円、鎌取駅で3,890万円となっております。今後の維持管理費は、機械の保守点検と警備の委託費用などで、稲毛海岸駅が年額875万円、鎌取駅が年額1,334万円を見込んでおります。</p> <p>次に、鎌取駅の駐輪需要の算出についてですが、駅周辺に乗り入れられる自転車などの台数調査を毎年2回定期的に実施しており、その調査結果をもとに算出したものであります。</p> <p>次に、おゆみ野の人口は計画人口の2分の1だが今後どのように整備していくのかについてですが、現在、策定を予定している自転車利用総合計画で駅別の整備計画を策定しておりますので、その計画に基づき、鎌取駅周辺の開発や人口の動向を踏まえ、整備の検討を行ってまいります。</p> <p>次に、鎌取駅の路上自転車駐車を長期的にはどのように考えているのかについてですが、駅周辺には駐輪場用地がなく、また、早期の整備が必要であったことから、路上駐車場の整備を行ったものであります。今後は自転車利用総合計画において駐車場の立体化などの駐車場整備を検討してまいります。</p> <p>最後に、走行空間についての自転車レーンの整備と設置可能エリアについてですが、自転車に関係する交通事故を防止するためには、自転車通行帯の整備が有効な手法の一つであると認識しております。しかしながら、市街地において新たな用地を確保し自転車の走行空間を創出することは困難であると考えております。そこで、既存道路内で設置可能な路線を選定し、歩行者及び自動車との適切な共存を図り、双方が安全に通行できる自転車の走行空間について検討してまいりたいと考えております。</p>
<p>都市局長</p>	<p><u>中高層条例について</u>お答えします。</p> <p>まず、条例の目的が果たされているのかと、特に安全で快適な住環境の保全及び形成がなされてきたのかについてですが、千葉市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例においては、建築計画の事前公開及び一定範囲の住民への説明義務やあっせん、調停制度を設けております。これらを適切に運用することにより、条例制定前より一定の効果を上げているものと考えております。</p> <p>次に、公共の福祉と一企業の利潤追求という私権とでは、どちらを優先するかについてですが、本条例は当事者間による解決に期待する制度で、市は側面から当事者に協力をする立場でございます。</p> <p>次に、条例には互譲の精神をもって自主的に解決するよう努めなければならないとあるが、結末が互譲の精神に値するかについてですが、当事者間の話し合いやあっせん、調停により、建築主や地元住民の要望を受け入れ、改善が図られた事例もあり、成果は出ているものと考えております。</p> <p>次に、過去5年間のあっせん事例において、地域住民の要望で最も多い内容についてですが、建物の階数を減らしてほしいというものでございます。</p> <p>次に、過去5年間の調停における部分合意、不調の件数についてですが、合意が2件、部分合意が4件、不調が6件でございます。</p> <p>次に、部分合意における高さや戸数の変更についてですが、当初8階建ての計画が7階建てになったことや6住戸減らした等の事例がございます。</p> <p>次に、住民の主張が比較的聞き入れられやすい事柄についてですが、電波障害対策、プライバシー対策及び工事協定書の締結などでありまして。</p> <p>最後に、過去5年間の調停における調停案の作成についてですが、調停の内容により調停委員が調停案を口頭で提示していることから、文書での案作成の事例はございません。</p>
<p>福谷</p>	<p>それでは、2回目の質問をさせていただきます。</p> <p>まず、麻疹についてですが、千葉市内で開催された日本小児科医会セミナーの麻疹対策緊急集会では、緊急アピールを出して2回接種を徹底し、全患者数を把握する体制を整えること、必要なワクチンを確保することなども盛り込んだとのこと。自治体でもワクチン接種の有無によるリスクの比較など2回接種の必要性を説明し、先進国並みに排除を目指す必要があります。</p> <p>そこで伺いますが、千葉市における麻疹による死亡率、それから重篤な後遺障害の発生率はどの程度か、把握していたらお示しください。</p> <p>それから、小中学校において3次感染を防ぐために行った緊急予防接種の対象校と、それから対象</p>

児童生徒数をお示してください。

集団接種は95%以上の人が受けないと感染拡大は防げないと言われておりまして、今回のような事態に至らないためにも接種率を高めておく必要があります。2回接種が法定となったものの、未接種、未罹患が小学生では4.3%、中学生は9.8%とのことです。また、今回、発生率が高い年齢は18歳から19歳とのことですから、未接種、未罹患の、せめて中学生の希望者には、公費で接種するなどの緊急的な対応策は取れないものか、伺います。

次に、**地域福祉計画**について伺います。

私は昨年、地域で行われましていきいき子育てフォーラムに参加させていただきましたが、ここで一緒にかかわった若い保護者の方々が社会福祉協議会を知らないというふうにおっしゃっていました。これから一緒に活動をするそういう団体を全く知らない、それで子育てをしているという状況に少し愕然といたしました。情報発信のあり方についての重要性を感じました。各区の推進協議会では独自に広報紙を発行して周知に努めておりますが、例えば、市の広報媒体との連携や活用についてはどのように考えているのか、伺います。

それから、パイロット事業を定着させていくためには住民の自助努力だけを求めるのではなく、共助に関する部分にはそれなりの支援が必要であると考えますが、いかがでしょうか。

最後に、パイロット事業の目的の中には区の地域福祉計画の着実な実現もあると考えますが、地域福祉計画と本年度の30事業との関係、さらには社会福祉協議会が策定した地域福祉活動計画の第3次実施計画というのがありますが、これと区地域福祉計画とはどのように関連させていこうとお考えなのか、伺います。

自転車施策についてですが、具体的なことは今後の総合計画の中の駅別整備計画で考えるとのことですが、それがどのようなプロセスでどのような資料に基づいて検討されていくのかということは大変重要なことであると考えます。

そこで、幾つか伺います。

自転車の台数調査を定期的に行っているとのことですが、直近の調査はいつ、どのような条件のもとで行われたのでしょうか。

それから、その中で収容台数が満たされながら放置の多い駅とその要因をどのように考えているのか、お示してください。

条例には、鉄道事業者等は、旅客のために必要な自転車駐車場の設置に積極的に努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならないとありますが、鉄道各社が整備した駐輪場は市内45駅にどの程度あるのか、また、協力とは具体的にどのようなものか、現状をお示してください。

今後、駐輪場を有料化する駅については、どのような考え方に基づいて位置づけていくおつもりかも伺います。

それと、鎌取駅に関しての直近の調査における利用台数と7月1日からの利用可能台数との関係はどのようになっているのか、具体的な数字でお示してください。

次に、**中高層条例**について伺います。

みずから長年守ってきた住みなれた環境を求める住民の価値観と販売戸数が多ければ多いほど利益が上がるという最大利益の追求という事業者の価値観とは、そもそも相入れないものです。そんな中で、当事者間による解決に期待し、側面から当事者に協力するという態度は、地方自治法で定められた地方公共団体の役割、住民の福祉の増進を図ることを基本とするに相反していると感じますが、見解を伺います。

最近の深刻な事例として、おゆみ野プロジェクトの問題があります。この計画は、今まで5階であった社宅を取り壊し高層マンションに建てかえるというもので、そもそも最高5階、160世帯が建っていた場所に、最高15階、346世帯、南側の泉谷公園から見上げたら巨大な壁が立ちはだかるという計画です。

議会にも、住民の立場に立った指導を事業者に行うようにとの陳情が出され、さきの3月議会の都市消防委員会において全員一致で採択されています。当事者間による解決に期待し、側面から当事者に協力するという態度は、この場合、議会の意思とも反すると思いますが、いかがですか。

それから、あっせん、調停制度の適切な運用により、安全で快適な住環境の保全及び形成がなされてきたとの御見解ですが、建築主が地元住民の要望を受け入れ、改善が図られた事例もあるとはいえ、地元住民のそもそもの願いである建物の階数を減らしてほしいということが聞き入れられたのはわずかに1件です。すべての事例において、住民側は不満を抱えたまま新たな居住者を受け入れざるを得

	<p>ないという状況に追い込まれています。</p> <p>そこで伺いますが、条例の良好な近隣関係を保持するという目的は、これで果たされているとお考えでしょうか。また、部分合意と合意、すべての案件について、当初の階数に対する住民の希望階数、そして調停の結果決まった階数についてお示してください。</p> <p>中高層条例によって立つ法は建築基準法ですが、これは国民の生命、健康、財産の保護を図り、公共の福祉の増進に役立つ最低の基準を決めたものです。その最低レベルを補完して、より住みやすい市町村にするためにつくられるのが条例であると考えますが、この私の考えは間違いかどうか、伺います。例えばおゆみ野プロジェクトの場合、建築基準法で制限された容積率とこの建築予定の建物の容積率をお示してください。あわせて、同じおゆみ野地区にある市営第1団地の容積率もお示してください。</p> <p>次に、調停委員会が調停案を作成した事例はないとのことですが、それでは条例に定められている調停案を作成するのはどんなときなのか、伺います。また、すべての調停において調停案を作成しないとすると、調停委員会の存在は有名無実となってしまうのではないかと危惧されますが、見解を伺います。</p> <p>次に、6月13日に、このおゆみ野プロジェクトの場合、3回の調停が部分合意で終了しています。この場合、これより前の5月30日の2回目の調停において、階数と住戸数については譲れないという事業者の意思がありました。この場合、中高層条例に従うと、第17条1項の規定により調停は打ち切りとなります。同じく2項により、たとえ勧告が出されても、指定された期間内に紛争する当事者の双方から受諾する旨の申し出がない場合も打ち切りとなってしまいます。この規定のために調停委員会は調停案を出せないのではないですか。いかがでしょうか、御見解を伺います。</p> <p>また、打ち切りとなった場合、建築基準法、都市計画法に違反していない建物であれば、建築は進みます。つまり、初めから建築ありきの住民にとっては限りなく可能性の低い闘いを余儀なくさせるというのが、今の中高層条例であると考えますが、見解を伺います。</p> <p>このように、大規模な建築物に関して、景観の観点から関与できる都市景観条例があります。千葉市では、景観デザイン誘導指針に適合しないと認められる場合は、都市計画審議会に意見を聞いて助言または指導できることになっていますが、そのような事例は今までにあるかどうか、伺います。</p> <p>以上で、2回目の質問といたします。</p>
保健福祉局長	<p>麻疹の流行と対策についての2回目の御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>まず、麻疹による死亡率、重篤な後遺障害の発生率についてですが、人口動態調査によりますと、平成16年、17年、18年とも死亡はありません。また、重篤な後遺症の発生率については把握できません。</p> <p>最後に、未接種・未罹患中学生への公費による接種などの緊急対応策についてですが、予防接種法に基づく定期予防接種の対象者以外の方の公費負担については、平成18年4月の法改正に伴う未接種者の救済措置として、市の単独事業で実施している2歳以上6歳未満の方を除き、これまでも自己負担による任意接種として勧奨しております。今後も任意として接種の勧奨に努めてまいります。</p>
教育次長	<p>麻疹の流行と対策についての2回目の御質問のうち、所管についてお答えします。</p> <p>3次感染を防ぐために行った緊急予防接種の対象校と対象児童生徒数についてですが、みつわ台北小学校4人、作新小学校17人、登戸小学校4人、大木戸小学校2人、都賀中学校9人、打瀬中学校6人、泉谷中学校14人の計7校、56人です。</p>
保健福祉局次長	<p>地域福祉計画について2回目の御質問にお答えします。</p> <p>初めに、市の広報媒体との連携や活用についてですが、市政だよりにおいて全市版と各区版にそれぞれ掲載したほか、市ホームページにおいても地域福祉計画の情報を掲載しているところです。今年度も引き続きこれらの広報媒体を活用し、周知を図ってまいります。</p> <p>次に、地域福祉パイロット事業への支援についてですが、地域福祉パイロット事業は新たな事業の立ち上げを支援するものですが、その実施に当たっては、本庁、区役所、社会福祉協議会区事務所が協力して相談、助言に応じているところです。</p> <p>次に、地域福祉計画と本年度の地域福祉パイロット事業との関係ですが、地域福祉パイロット事業は地域福祉計画に盛り込まれた内容の取り組みのきっかけづくりに資する事業を支援するものです。</p> <p>最後に、社会福祉協議会の地域福祉活動計画と区地域福祉計画との関連ですが、ともに地区フォーラムでの意見をもとに策定され、内容的にも整合性が図られているほか、区の地域福祉計画推進協議会の運営に社会福祉協議会区事務所が参画するなど、十分な連携、協力を図っているところです。</p>

<p>建設局長</p>	<p><u>自転車施策のうち、自転車駐車場について</u> 2回目の質問にお答えします。</p> <p>直近の自転車などの台数調査はいつ、どのような条件のもとで行われたかについてですが、年2回、6月と11月に調査を行っております。調査日は、晴れた平日の午前11時を基準としており、6月4日に自転車駐車場の利用状況及び周辺の放置自転車台数を調査いたしました。</p> <p>次に、<u>収容台数が満たされながら放置が多い駅とその要因について</u>ですが、JR稲毛駅や新検見川駅などの収容台数は充足しておりますが、放置自転車が多い現状であります。これは、駅の近くに用地が確保できないなどの問題から、すべての自転車利用者が満足できる駐車場の整備が難しい状況であることなどが考えられます。</p> <p>次に、<u>鉄道各社が整備した駐車場と施策への協力について</u>ですが、京成電鉄では千葉中央駅に自転車駐車場を整備しております。また、鉄道各社は駅前放置自転車クリーンキャンペーンに参加していただいております。さらには、JRの千葉駅などで放置自転車追放を呼びかける構内放送をお願いしております。なお、JRから稲毛駅第1駐車場ほか8カ所と、京成電鉄からおゆみ野駅駐車場ほか4カ所の駐車場用地の確保について協力を得ております。</p> <p>次に、<u>駐車場を有料化する基準について</u>ですが、駅周辺に乗り入れられる自転車などの台数がおおむね収容できると整備が見込まれる場合に有料化しております。</p> <p>最後に、<u>鎌取駅の直近の調査における利用台数と7月1日からの利用可能台数について</u>ですが、6月4日に実施した調査によると、駅周辺での駐車台数は約3,900台であります。そのうち既設駐車場以外の自転車仮置き場などに約2,100台の駐車がありました。また、7月1日から供用を開始する駐車場については約2,600台を確保しておりますので、すべての台数が収容できるものと考えております。</p>
<p>都市局長</p>	<p><u>中高層条例について</u>の2回目の御質問にお答えいたします。</p> <p>まず、<u>側面から当事者に協力するという態度は地方自治法に相反しているとのこと</u>でございますが、建築物の規制は都市計画法や建築基準法などにより定められているところですが、住民の福祉の増進を図るため、当事者間における話し合いで問題の解決が図られるようにすることが条例の範囲内のできる最大限のことでございます。</p> <p>次に、<u>当事者間による解決に期待し、側面から当事者に協力するという態度は、議会の意思に反するとのこと</u>でございますが、議会陳情の採択後、あっせんを2回、調停を3回行っております。当初計画案から階数が3階、住戸数が9戸減り、15階建て346戸となりました。そのほか、車の出入り口の追加や受水槽の位置の変更などにより、平成19年6月13日に部分合意に至ったことから、議会の意思を反映できたものと考えております。</p> <p>次に、<u>条例の良好な近隣関係を保持するという目的は果たされているか</u>とのことですが、近隣関係についても一定の成果を上げているものと考えております。</p> <p>次に、<u>部分合意と合意すべての案件について、当初の階数に対する住民の希望階数、そして調停の結果決まった階数について</u>ですが、過去5年間における部分合意は4件であり、1件目は、当初階数が15階建てに対し要望は11階建てで、調停の結果、階数の変更はありませんでした。2件目は、当初階数が5階建てに対し要望は3階建てで、調停の結果、階数の変更はありませんでした。3件目は、当初階数が14階建てに対し要望は7階建てで、調停の結果12階になりました。4件目は、当初階数が10階建てに対し要望は5階建てで、調停の結果9階になりました。</p> <p>次に、<u>合意されたものは2件であり、1件目は、当初階数が10階建てに対し要望は5階建てで、調停の結果7階建てになりました。2件目は、当初階数が15階建てに対し要望は5階建てで、調停の結果、一部12階建てとなりました。</u></p> <p>次に、<u>中高層条例は建築基準法を補完し、住みやすい市をつくるための条例と考えるとのこと</u>でございますが、この条例は地方自治法第14条に基づき定められたものでございまして、建築主等に対し、建築計画の事前公開及び一定範囲の住民への説明義務等を定めたものでございます。</p> <p>次に、<u>おゆみ野プロジェクトの建築基準法で制限された容積率と建築予定の建物の容積率、及び市営おゆみ野第1団地の容積率について</u>ですが、基準となる容積率は200%です。当該計画の容積率は199.99%となっております。また、市営おゆみ野第1団地は基準となる容積率は200%で、現況の容積率は75.15%となっております。</p> <p>次に、<u>調停案を作成するのはどんなときなのか、また、調停案を作成しないと調停委員会の存在は有名無実になってしまうのではないか</u>とのことですが、調停案は調停委員会の判断で作成するものであります。大方の事例として、当事者の主張に大きな隔たりがある場合には、調停案の作成は困難な</p>

ことから、委員会では当事者の要望を聞き取り、妥協点を模索し、解決に向けた努力を行っております。このようなことから、調停委員会は有効に機能していると考えております。

次に、**中高層条例は住民にとって可能性の低い闘いを余儀なくさせる条例であるとのこと**でございますが、本条例は当事者間の話し合いにより歩み寄りを期待するものでございます。

最後の、**都市景観条例に基づき都市景観審議会の意見を聞いて、助言または指導した事例について**ですが、事例はございません。しかし、景観デザイン誘導指針に基づき、都市景観の形成に関し、専門知識または経験を有する都市景観アドバイザーから助言を受け、届け出者に助言または指導を行っております。

福谷 なかなか、すっきりと腑に落ちる御答弁はいただけない部分もありますが、3回目ですので、所感と要望を述べさせていただきます。

麻疹の流行については、情報がきちんと伝わらないといたずらに不安になります。今回、ワクチンの確保や情報提供に向けてなど、きちんとなされていたことがわかりました。引き続き2回接種に向けて勧奨していただくよう、お願いを申し上げます。

それから、**地域福祉計画について**ですが、昨年せつかく63のパイロット事業が行われたのですから、その検証をしっかりしていくことが必要だと思います。ことしも30事業が行われるようですが、本来この30事業に対してたくさんの手が挙がり、応募者のプレゼンテーションなどを聞いて、それぞれの地域に求められる活動について、関係する人たちが話し合いをする機会を意図的につくっていくというような工夫があってもよいのではないかと考えます。

社会福祉協議会の区事務所がコーディネーターとして大きな役割を担うことになると思われませんが、市と社協との関係や推進協議会の役割、市が果たすべき役割など、これからまだまだ精査していく必要があると感じました。これは感想でございます。

それから、**自転車施策について**ですが、鉄道各駅の駐輪場整備に関しては、市内45駅周辺に102カ所、収容台数6万台を整備しているとのことですが、鉄道各社が整備したのは京成電鉄の千葉中央駅のみ、用地の協力は、JRから8カ所、京成電鉄から4カ所ということです。本来、駐輪場は附帯設備として施設者が整備すべきと私は考えますが、自転車法では努力義務となっています。そこで、千葉市自転車等の放置防止に関する条例の方に設置義務を盛り込むことも検討していただきたいと思えます。

それから、自転車施策というのは、実は駐輪場整備だけではありませんが、鎌取駅での大混乱がありましたので、今回は今後の駅周辺の駐輪場整備に関することに質問が集中してしまいました。本来、自転車をいかに有効な交通手段として位置づけるか、いかに市民の皆さんが自転車ライフを楽しめるようにするかというのが施策展開であると思えます。総合交通ビジョンを今、策定しておりますが、自転車利用総合計画としっかり連携させて考えていただくよう、要望いたします。

さて、**中高層条例**ですが、2回目の答弁を伺って、中高層条例の不備をいよいよ確信する思いでございます。当事者間における話し合いで問題の解決が図られるようにすることが条例の範囲内のできる最大限のことなので、地方自治法には反していない。そして、この条例は地方自治法第14条に基づき定められたとのこと。地方自治法第14条では、条例によって義務を課し、権利を制限する手だてや罰則規定を設けることも定めています。側面から協力すればよいとは書かれていません。また、良好な近隣関係は条例が有効でないためにすっかり壊されていますが、それでも住民はそれを飲み込んで、踏み越えて、良好な関係をつくっているというのが現実であるということをご強く皆様にお知らせしたいと思います。

おゆみ野プロジェクトに関しては、階数が3階、住戸数が9戸減ったので議会の意思を反映できたとのことですが、容積率が200%制限に対して199.99%というのは、住環境の最低レベルを維持するために建築基準法が定めたぎりぎりの数値です。現に、千葉市はみずからの市営住宅を200%まで建てられるところを75.15%に抑えている。これは、この程度が住みやすく安全で快適な住環境の保全と形成のために許容される数値だと判断しているからではないんですか。199.99%という容積率を維持しつつ、住民の要望とはほど遠いレベルで調停が部分合意だと言われても、住民は実は納得のできるものではありません。しかし、それが答弁にもあるように条例の範囲内のできる最大限のこととなれば、もはや条例を見直すのが、市として、そして陳情を採択した議会の責務であると思えます。

おゆみ野プロジェクトの問題で、中高層条例によるあっせん調停を経験した住民の方から次のような思いが寄せられておりますので読み上げます。お聞き取りください。

このような中で、このような中でというのは、この中高層条例を使ってあっせんを2回、調停を3

回行うという中で、住民は建築主側の良識のみを期待し、住民側の要望を少しでも聞き入れてくれるよう訴えるしか方法がありません。しかし、住民側が幾ら懇願しても、調停委員が幾ら説得しても、建築主側が一たびノーと言えば万事休すです。調停不調、打ち切りという結論しか導き出せない制度なのです。その結論がどんなに理不尽で不条理なことであっても、建築主側のさじ加減の中でしか、ものが決まっていけない制度なのです。所有権という個の利益を最大限認め、これまで周辺住民が培ってきた良好な住環境という公の利益を最小限にしか評価できない。こんなばかげた制度が許されているのでしょうかということです。

高層マンション紛争にかかわった住民の皆さんは、だれしもこのような思いを抱いているのではないかと私は想像します。そこで、中高層条例に基づく調停において、住民側と建主が五分五分の関係で話し合え、調停委員の実質的な権限を強化していく方向での制度化を求めます。具体的には、双方が合意できる見通しが立たなければ、調停委員会は双方の意見や諸般の状況をきちんと調査し、熟知した上で必ず調停案を提示し、受諾勧告を発するようにすること。そして、受諾勧告が拒否された場合は、調停の経過や拒否の理由とともに拒否した者の氏名を公表することなどが考えられます。

おゆみ野プロジェクトに関しては、景観条例に基づく届け出が事業者から出されたと聞いています。答弁では、都市計画審議会の意見を聞いて助言または指導した事例はないが、都市景観アドバイザーから助言を受けて届け出に対してのことです。この案件は大変重要な案件ですから、ぜひとも都市景観条例にのっとって審議会の意見をしっかり聞き、周囲の景観に調和した形状、規模への変更を講ずるよう助言、指導をされるよう求めます。

最後に、建物の高さ規制については、中高層条例だけでは対応できないということがよくわかりました。今後、都市景観条例の中でも見直しをされるよう求めまして、私の一般質問を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。